

昭和医科大学薬学部生涯研修認定制度 実施要領

(目的)

第1条 この制度は薬剤師が最新の知識や技能、必要な情報を修得する機会を設け、患者中心の医療の提供に薬剤師として、そのプロフェッショナリズムを遺憾なく発揮してもらうため、生涯教育の機会を提供し薬剤師職能の資質向上を図り、薬剤師活動の支援拠点を構築し、良質な生涯研修プログラムを継続的に提供するとともに、その結果を適切に評価することによって薬剤師の資質向上に貢献することを目的とする。

(研修制度)

第2条 この制度は、公益社団法人薬剤師認定制度認証機構（以下「認証機構」という。）が定める、生涯研修認定制度の一環として行なう。

(認定対象の研修)

第3条 認定の対象となる研修は、次のとおりとする。ただし、下記（1）、（2）および（3）において、Web経由のリアルタイム参加型（Web受講）を含む。

(1) 講義研修

昭和医科大学薬学部生涯教育推進委員会（以下「当委員会」という）が実施する「昭和医科大学薬学部生涯研修プログラム」における講義形式の研修をいう。

(2) 演習・実習研修

当委員会が実施する「昭和医科大学薬学部生涯研修プログラム」における実習形式の研修をいう。

(3) 大学院特論講義研修

昭和医科大学大学院薬学研究科における講義を聴講生として受講する研修をいう。

(4) 自己研修

第5条に定める論文発表及び学会発表をいう。

(5) その他の研修

当委員会が認めた研修などをいう。研修の企画申請者はあらかじめ別に定める様式をもって当委員会に申請するものとする。

(研修内容)

第4条 研修の内容は、患者中心の医療の提供に薬剤師として、そのプロフェッショナリズムを遺憾なく発揮するために必要な基礎薬学、医療薬学および業務関連の法規に関わる知識・技能・態度を修得するための研修内容とする。

(研修の単位基準)

第5条 講義研修等における研修の単位は、次のとおりとする。

(1) 講義研修

① 90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。ただし、複数日にわたって行われる研修については、2日間6単位、3日間9単位を上限とする。Web受講の場合も同一とする。

なお単位の付与の対象となる研修は平成28年4月1日以降に実施されたものに限る。

② 上記①の研修に講師として参加した場合には、受講単位のほかに1単位を付与する。

③ 認定薬剤師以外の特定の資格取得を目的とする受講者のみを対象とする研修については、単位は交付しない。

(2) 演習・実習研修

① 120分で1単位とし、1日3単位を上限とする。ただし、複数日にわたって行われる研修については、2日間6単位を上限とする。Web受講の場合も同一とする。

なお、単位の付与の対象となる研修は平成28年4月1日以降に実施されたものに限る。

② 上記①の研修会に講師として参加した場合には、受講単位のほかに1単位を付与する。

③ 認定薬剤師以外の特定の資格取得を目的とする受講者のみを対象とする実習研修については、単位は付与しない。

(3) 大学院特論講義研修

① 90分を1単位とし、1日4単位を上限とする。Web受講の場合も同一とする。ただし大学院の在籍者であって当該講義を大学院の単位として使用する受講者には、単位は付与しない。

② 上記①の研修に講師として参加した場合には、1単位を付与する。

(4) 自己研修

① 論文発表

主著者 (first author 又はcorresponding author) は5単位、共著者は2単位とする。ただし査読ありの論文に限る。なお、当該論文を大学院の主論文及び参考論文として申請する場合には、単位は付与しない。

② 学会発表

発表者は2単位、共同発表者は1単位とする。なお、当該発表が大学院の主論文及び参考論文の内容となっている場合には、単位は付与しない。

③ 論文発表と学会発表の単位は、認定または更新の申請1回につき、あわせて10単位を上限とする。なお、単位の付与の対象となる発表は平成28年4月1日以降に行われたものに限り、発表した日付を単位取得日とする。

(5) その他の研修会・研究会等

① 付与する研修の単位は研修の内容等を勘案して、当該研修ごとに当委員会が決定する。

(認定薬剤師の認定等に必要な単位)

第6条 認定薬剤師として認定（以下単に「認定」という）を受けるために必要な単位数は40単位以上（昭和医科大学薬学部認定薬剤師認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という）に申請する場合には、昭和医科大学薬学部によって提供される研修単位を20単位以上）とし、認定の申請日までの4年以内に取得した単位のみを対象とする。ただし、毎年5単位以上を取得していなければならない。そのうちe-ラーニング等の研修で取得した単位数は、16単位以内（毎年4単位を上限）とする。本学薬学部のリアルタイム参加型Web研修は単位数の上限はなしとする。

2 認定は3年毎に更新（以下単に「更新」という）を受けなければ失効する。

3 更新に必要な単位数は、30単位以上（認定審査委員会に更新申請をする場合には、昭和医科大学薬学部によって提供される研修単位を15単位以上）とし、認定の失効までの3年間に取得した単位のみを対象とする。ただし、毎年5単位以上を取得していなければならない。そのうちe-ラーニング等の研修で取得した単位数は、12単位以内（毎年4単位を上限）とする。本学薬学部のリアルタイム参加型Web研修は単位数の上限はなしとする。なお、前回の認定時に修得した単位は、対象としない。

4 同一研修会の重複受講による単位取得は、累積単位として認めない。

5 第1項及び第2項の期間内において、出産・育児、病気等、やむを得ない事由であって、当委員会が認めた事由により所定の単位を取得できなかった者については、期間の延長を認める。

(研修の記録及び単位取得証明)

第7条 研修の記録及び単位修得の証明は、次のとおりとする。

2 研修の記録は、当委員会が発行する昭和医科大学薬学部認定薬剤師研修手帳（以下「研修手帳」という）に単位シールを貼付または記入することにより行う。なお、研修手帳は有償とし、原則として更新毎に新

しい研修手帳に変更するものとする。

- 3 当委員会が発行する単位シールには、主催者名、研修区分、受講単位修得日及び単位数に係る識別情報を付す。
- 4 研修の受講者は、研修手帳に単位シール貼付するとともに、受講年月日及び単位累計を記入する。ただし、当委員会以外の研修実施機関が発行する単位シールであって、単位シールに研修に関する情報記載がない場合は研修手帳に受講年月日、課題名、主催者名、会場名、時間及び単位数に関する情報を記載する。
- 5 認定を受けようとする者及び更新を受けようとする者の単位修得の証明は、単位シールを貼付した研修手帳により行う。

(研修記録の証明)

第8条 研修手帳の紛失により、研修記録が不明となった場合、当委員会では当該記録の証明を行わない。ただし、当該記録を証明できるものがある場合はこの限りではない。

(その他研修会認定の手続)

- 第9条 実施機関又は実施代表者は、当該研修開催予定日の2か月前までに「研修会開催計画書」及び研修内容を簡潔に記した文書各1通を当委員会に提出する。また、提出後に研修会内容に変更が生じた場合は、その内容を「研修会変更計画書」にて当該研修開催予定日の3週間前までに当委員会に提出する。
- 2 当委員会は「研修会開催計画書」をもとに研修内容が単位認定にふさわしいか否かを審査し、研修会認定の採否を当該実施機関又は実施代表者に通知する。
 - 3 当委員会は、第2項の審査で認定された研修会の当該実施機関又は実施代表者に対し、認定を通知した後に単位シールを提供する。
 - 4 実施機関又は実施代表者は、受講者に対し単位シールを交付する。
 - 5 実施機関又は実施代表者は当該研修会終了後、2週間以内に当委員会に対し研修会ごとの「研修会終了報告書」及び「単位シール付与者名簿」を提出し、残余の単位シールを当委員会へ返還する。なお、単位シールが不足した場合は別に「研修会変更計画書」を添付して不足分を請求する。
 - 6 実施機関又は実施代表者は、原則として研修会ごとに所定の単位シール発行料を当委員会に納入する。研修会の規模（受講予定者数）が変更となった場合は、追加の単位シール発行料納入が必要となることがある。

(単位シールの請求と交付)

- 第10条 講義研修及び演習・実習研修の受講者、大学院特論講義研修の受講者には、当委員会が発行する単位シールを交付する。
- 2 第5条で定める論文発表をした場合のシールの請求は、次のとおりとする。
 - (1) 単位シールを請求しようとする者が、発表1回につき様式4による自己研修認定申請書（論文発表用）1通を、当委員会に提出することにより行う。
 - (2) 自己研修認定申請書（論文発表用）は、認定申請時又は更新申請時に、研修手帳及び論文の別刷とともに提出する。
 - (3) 当委員会は、前号による提出書類を確認の上、請求者に対して様式6による自己研修認定申請書の受理書と単位シールを送付する。
 - 3 第5条で定める学会発表をした場合のシールの請求は次のとおりとする。
 - (1) 単位シールを請求しようとする者が、発表1回につき様式5による自己研修認定申請書（学会発表用）1通を、当委員会に提出することにより行う。
 - (2) (学会発表用)は、認定申請時又は更新申請時に、研修手帳及び学会発表のプログラム又は抄録の写しとともに提出する。

(3) 当委員会は前号による提出書類を確認の上、請求者に対して様式6による自己研修認定申請書の受理書と単位シールを送付する。

(受講料)

第11条 研修では原則として受講者から受講料を徴収する。本学が運営する研修の受講料は研修内容・時間等を勘案し、当委員会で決定する。

(認定薬剤師の認定審査・認定手続)

第12条 第6条第1項の要件を満たした者で認定を受けようとする者は、様式1による認定薬剤師証交付申請書(新規)に様式2による履歴書及び研修手帳並びに薬剤師免許証の写しを添えて、認定審査委員会に奇数月の末日までに提出(自己研修に係る申請がある場合は様式4及び様式5も提出)し、所定の審査料を納入する。

2 認定審査委員会は、認定薬剤師証交付申請書(新規)の記載内容を審査の上、適合している場合は、昭和医科大学薬学部認定薬剤師候補者として当委員会に推薦する。当委員会は、認定審査委員会の審査結果に基づいて、認定の可否を決定し、認定薬剤師として認定する。認定した者については認定薬剤師名簿に記載し、本学部より認定薬剤師証を申請月の翌々月中に交付する。

3 認定には、当委員会において委員の3分の2以上の同意を必要とする。

4 認定の日付は原則として当委員会承認日とする。

(更新)

第13条 第6条第3項の要件を満たした者で、更新を受けようとする者は、認定薬剤師証交付申請書(更新)に研修手帳、また他機関からの更新を受けようとする者は、合わせて履歴書及び薬剤師免許証の写し並びに現在有効である認定薬剤師証の写しを添えて認定審査委員会に提出し、所定の審査料を納付する。なお、更新の申請は、認定が失効する日の2か月前から行うことができる。一方、失効した場合は行うことができない。

2 当委員会は、認定が失効する3か月前までに、当該認定を受けている者に対し、認定が失効する日その他必要事項を通知する。

3 認定審査委員会は、認定薬剤師証交付申請書(更新)の記載内容を審査の上、適合している場合は、当委員会に推薦する。当委員会は、認定審査委員会の審査結果に基づいて、更新の可否を決定し、認定薬剤師証を発行する。

4 更新には、当委員会において委員の3分の2以上の同意を必要とする。

5 他プロバイダーからの更新は、本学の更新条件を満たせば受け入れ可能とする。

(認定薬剤師証の書換交付)

第14条 認定薬剤師は、氏名を変更した場合には、認定薬剤師証の書換交付を申請することができる。

2 前項の申請を行う場合は、様式3による認定薬剤師証書換交付申請書を当委員会に提出し、所定の手数料を納入する。

3 当委員会は、提出された認定薬剤師証書換交付申請書に基づき、認定薬剤師証を交付する。

(認定薬剤師証の再交付)

第15条 認定薬剤師は、認定薬剤師証を汚損又は紛失した場合には、認定薬剤師証の再交付を申請することができる。

2 前項の申請を行う場合には様式3による認定薬剤師証再交付申請書を当委員会に提出し、所定の手数料

を納入する。

3 当委員会は、提出された認定薬剤師証再交付申請書に基づき、認定薬剤師証を再交付する。

(認定の取り消し)

第16条 本学部は、次のいずれかに該当する者の認定を取り消すことができる。

- ① 薬剤師の資格を失った者
- ② 不正な方法で認定薬剤師証の交付を受けたことが明らかとなった者
- ③ その他薬剤師として著しく不適切な行為があった者

2 認定を取り消そうとするときは、あらかじめ、当該者にその旨を通知し、当該者から求めがあったときは、その者の意見を聴く機会を設けるものとする。

3 認定の取り消しは、当委員会で決定する。認定を取り消したいときは、当該者に通知するとともに、認定薬剤師名簿から抹消する。

(審査料)

第17条 認定に要する審査料（以下「審査料」という）は、新規申請料・更新申請料とも10,000円とする。また認定薬剤師証再交付の場合は、手数料として3,000円徴収する。なお審査料は、当委員会が指定する口座に納入する。納入に係る振込手数料及び送料は振込者負担とし、納入された審査料等は返却しない。

(広報)

第18条 当委員会は認定対象の研修会等の開催について、次のものに掲示することにより周知する。

- ① 本学部のホームページ
- ② 本学部同窓会のホームページ
- ③ 各種学術団体及び職能団体の機関誌等

(個人情報の管理)

第19条 当委員会が認定した認定薬剤師に係る個人情報については、「学校法人昭和医科大学個人情報保護基本方針」（平成17年6月制定）に基づき、適切に措置する。なお、受講者に関する個人情報（氏名、性別、住所、年齢、電話番号、出身大学、勤務先等）は当委員会の専任職員の責任のもとに管理する。

附 則

1. この実施要領は、平成28年 1月21日から施行する。
2. この改正実施要領は、令和 7年 4月 1日から施行する。
3. この実施要領の改廃は、昭和医科大学薬学部生涯教育推進委員会の承認を要するものとする。